

2. 監査の範囲

本年度の包括外部監査は環境保全をテーマにしている。新潟県保健環境科学研究所（以下、「研究所」という。）は、試験研究機関として保健衛生部門と環境部門を所管するが、本年度の包括外部監査の目的に照らし、保健衛生部門固有の予算執行、物品管理等については監査対象から除外している。

3. 収入に関する事項

(1) 概要

過去3年間の収支実績（支出は使途目的別に分類）は、[図表 6-1-4] のとおりである。

[図表 6-1-4] 過去3年間の収支実績 (単位：千円)

項目	19年度	20年度	21年度	割合(%)
収入	533	566	508	—
支出	150,181	149,983	152,277	100.0
共通経費	77,405	75,803	69,385	45.6
衛生事業費	41,512	35,824	47,679	31.3
環境事業費	30,631	30,907	28,292	18.6
その他	633	7,449	6,921	4.5

収入は主として血液製剤の無菌検査に係る手数料（保健衛生部門）である。支出の半分程度は研究所の施設運営、維持管理に関する共通経費である。支出項目のその他は、隣接する放射線監視センター新潟分室の光熱水費である。放射線監視センターの本部が柏崎市に移転したのを契機に、研究所が執行委任を受けて執行している。

(2) 実施した手続

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例を確認した。また、外部資金導入の必要性及び民間からの検査受託の適否について検討した。

(3) 監査の結果

① 外部資金の導入の状況

収入は検査手数料など 500 千円程度であり、受託研究が若干あるものの、公募型の競争的研究資金は導入されていない。平成 21 年度の共同研究及び受託研究に係る外部資金の受入状況は、[図表 6-1-5] のとおりである。

[図表 6-1-5] 共同研究及び受託研究に係る外部資金の受入状況（環境部門のみ）

	課題名	外部試験研究機関（委託元）	外部からの資金受入実績	
共同研究	農業活動に由来するアンモニアの発生実態と生態系影響のインパクト解析	農業・食品産業技術総合研究機構 北海道大学 農業環境技術総合研究所	物品 旅費	実績なし 実績なし
	残留性有機化学物質データの組織化と発生源解析	統計数理研究所 国立環境研究所 地方環境研究所	物品 旅費	実績なし 68 千円
	新発田櫛形山脈山麓における生態影響解明調査	酸性雨研究センター	物品 旅費	152 千円（相当） 実績なし
	新潟県におけるオゾン高濃度現象の解明	国立環境研究所 農業環境技術総合研究所 新潟大学 酸性雨研究センター	物品 旅費	実績なし（器材借用） 24 千円
	光化学オキシダントと粒子状物質等の汚染特性解明に関する研究	国立環境研究所 地方環境研究所	物品 旅費	実績なし（器材借用） 164 千円
受託研究	化学物質環境実態調査 分析法開発調査（水系）	環境省	国から委託料を受け、県の予算で事業化 国委託料（当初予算 2,378 千円）のうち 2,252 千円を再配当を受け執行 （内訳）賃 金 145 千円 旅 費 99 需用費 1,996 役務費 12	

県の試験研究機関では、新潟県工業技術総合研究所などが外部資金を導入しており、他県の環境衛生関係研究所でも積極的に外部資金を導入している例がある。

平成 21 年度における研究所の研究費予算は、経常研究が 1,711 千円、特定研究が 558 千円（いずれも機器購入費を含まない）にすぎない。県の財政状況が厳しく十分な研究費が確保できない状況下で、研究機器を整備し一定レベルの研究水準を維持していくためには、外部資金の導入が欠かせないものと思われる。ただし、外部資金の導入には、次のようなデメリットがあることも認識しておかなければならない。

- 競争的研究資金の募集内容が、研究所の求めるニーズに一致しない場合がある。
- 事業計画、交付申請、実績報告等各段階での書類作成に係る事務負担が生ずる。

【意見 6-1-1】 外部資金の導入

県の財政状況が厳しく十分な研究費が確保できない状況下で、研究機器を整備し一定レベルの研究水準を維持していくためには、外部資金の導入が欠かせないものと思われる。外部資金導入に伴うデメリットも考慮しながら、研究所の求める研究テーマに適合する形で外部資金を獲得できるよう検討すべきである。

② 検査業務の内容

県の行政検査は、ほぼ 100%が研究所ないし環境センターで行われている。担当者の説明によれば、その理由は次のとおりである。

- 行政検査の結果によっては行政処分に至る場合があるので、県の検査機関が実施する必要がある。
- 行政検査というフィールドを抱えていることにより、技術水準や職員のモチベーションの維持が図られる。
- 健康危機、環境危機に際し、緊急調査、原因究明調査を行ううえで、環境フィールドを把握しておく必要がある。

行政検査と行政処分の関係を項目別にまとめると、[図表 6-1-6] のようになる。行政検査にも行政処分を伴わないものがあることが分かる。このようなものについては、研究所が行政検査を行う必然性は低いものと考えられる。

[図表 6-1-6] 行政検査と行政処分の関係（環境部門のみ）

科	項目	行政処分	行政対応	備考
水質科学科	水質環境基準監視調査（河川、海域、湖沼） 水質環境基準監視調査（地下水） 関川水系水銀調査 環境ホルモン調査 化学物質環境汚染実態調査 特定事業場排水監視 水生生物に係る環境基準類型指定調査 土壌汚染調査 旧鹿瀬電工水銀スラッジ監視 最終処分場浸出水等監視調査	改善命令 調査命令 改善命令	環境確認調査等 周辺安全確認調査等 環境確認調査等 追加調査等 周辺安全確認調査等 環境基準類型指定 周辺安全確認調査等 " "	上水取水停止等 飲用井戸使用停止 食用抑制指導
大気科学科	ばい煙発生施設調査 有害大気汚染物質調査 酸性雨調査（県単） 酸性雨調査（国委託） アスベスト調査（大気） トリクロロエチレン発生源調査 PM2.5 ディーゼル排ガス調査 黄砂実態解明調査 騒音調査（航空機） 騒音調査（新幹線） 騒音調査（高速道路）	改善命令 改善命令 改善指導	周辺安全確認調査等 " " " 騒音対策要望 " "	研究的 " " "
ダイオキシンチーム	ダイオキシン調査（河川、底質、地下水） ダイオキシン調査（大気） ダイオキシン調査（土壌） ダイオキシン調査（廃棄物処理施設）	対策地域指定 改善命令	環境確認調査等 周辺安全確認調査等 "	
情報科	地盤沈下監視 アスベスト調査（建材） 温室効果ガス排出量の算定	揚水規制 改善命令		

【意見 6-1-2】 民間への検査委託等検査業務の見直し

県の行政検査は、ほぼ 100%が研究所ないし環境センターで行われている。しかし、必ずしも研究所自ら検査を行う必要のない業務があること、及び民間への検査委託が可能であることから、簡易な業務を民間委託するなど現状の検査業務を見直す必要がある。

③ 民間からの検査受託の状況

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例には、以下のように使用料等が定められており、条例上は民間からの検査依頼に対応できていることになっている。しかし、研究所の環境部門は、監査対象年度については民間からの検査受託実績はない。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 臨床検査 | ⑦ 食品等の衛生検査 |
| ② 診療等 | ⑧ 家庭用品の基準検査 |
| ③ 飲料水の水質検査 | ⑨ 飲食物の栄養分析試験 |
| ④ 河川水等の水質検査 | ⑩ 温水及び鉱水の分析試験 |
| ⑤ し尿処理施設、プール等の水質検査 | ⑪ 医薬品等の試験 |
| ⑥ 環境試験 | |

【意見 6-1-3】 民間からの検査受託

研究所は、ダイオキシン分析、温泉分析等の環境分析や汚染機構解明などの機能を有し、「使用料及び手数料条例」により民間からの検査を受託する体制も有している。しかし、民間検査機関との競合回避の考えもあり、監査対象年度については民間からの検査受託の実績がない。今後は研究所の能力をより活用し得るよう、民間からの受託の方策についても検討していく必要がある。

4. 支出に関する事項

(1) 概要

「3. 収入に関する事項 (1) 概要」参照。

(2) 実施した手続

支出項目のうち、共通経費と環境事業費を対象に予算の執行状況を通査し、必要に応じて支出負担行為決議書等の証拠資料を閲覧した。

(3) 監査の結果

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5. 特殊勤務手当

(1) 概要

研究所の職員に高所作業手当 2,368 円が支給されている。関係諸規程は次のとおりである。

<職員の特種勤務手当に関する条例>

第 6 条 高所作業手当は、保健所に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所では測量、調査、監督等の作業に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 320 円とする。

<特殊勤務手当に関する規則>

第 5 条 条例第 6 条第 1 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。

… 中略 …

(8) 保健環境科学研究所

第 40 条 手当の額が日額で定められている特殊勤務手当の作業に従事した時間が、1 日について 4 時間に満たない場合における当該手当の額は、条例により受けるべき金額に 100 分の 60 を乗じて得た額とする。（(監査人注) 有害物取扱手当等を除くとされているが、高所作業手当は該当する。）

(2) 実施した手続

高所作業従事明細を閲覧するとともに、公表されている排ガス測定実績資料との整合性を確認した。

(3) 監査の結果

研究所における高所作業手当該当の作業内容は、[図表 6-1-7] のとおりである。

【図表 6-1-7】 高所作業手当該当の作業内容

項目	ばい煙発生施設調査	DXN（ダイオキシン類）排ガス調査
根拠法令等	大気汚染防止法に基づく立入検査	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査
検査主体	環境センター（地域振興局健康福祉環境部）	環境センター（地域振興局健康福祉環境部）
研究所職員の役割	研究所職員が同行し、環境センター職員に対する検査の技術指導及び援助	研究所職員が同行し、排ガス中のダイオキシン類の試料採取が規定どおり実施されているかの確認（監督）を行う。
試料採取者	環境センター職員及び研究所職員	民間検査機関に委託
測定機器の設置者（荷揚者）	環境センター職員及び研究所職員	民間検査機関職員 ※ただし、以下の追加採取器材は研究所職員 ・水分率が高い場合 ・一酸化炭素濃度が高い場合
測定項目	ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水分	ダイオキシン類、一酸化炭素濃度、水分、酸素濃度
測定場所（荷揚方法）	煙突の煙道にある測定口（10m 以上） ・測定口まで階段が設置してある構造（荷揚は職員が持つ） ・測定口まで煙突に設置した梯子で登る構造（荷揚はロープ吊り上げ） 測定口の形状で測定が同時にできない場合がある。	煙突の煙道にある測定口（10m 以上） ・測定口まで階段が設置してある構造 ・測定口まで煙突に設置した梯子で登る構造
全工程の所要時間	3～5 時間（器材荷揚、器材設置、暖気運転、本測定、器材撤収） 測定口の形状で同時測定できない場合は、より多くの時間を要する。	試料採取時間が 4 時間（荷揚、器材設置、暖気運転、器材撤収を含めれば 4 時間超）
研究所職員が従事する時間（10m 以上の場所で）	職員の役割分担により、個人ごとに異なる。測定車の機器を操作する者は少なくなる。技術指導なので、上部での説明を行う者は長くなる。荷揚がロープ吊り上げの場合は、長くなる。	・最初の状況のみ確認する場合は 1 時間 ・状況により時間数は異なるが 4 時間を越えることは少ない。 4 時間の採取時間の 1 時間ごとの確認をする場合は 2 時間程度、器材の撤収を行う場合は 3 時間程度になる。

高所作業手当は、地上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所での測量、調査、監督等の作業に従事した場合に 1 日当たり 320 円が支給されるが、作業従事時間が 4 時間に満たない場合、支給額は 192 円に減額される。高所作業手当支給の対象となる作業従事時間は地上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所での作業時間であるべきところ、立入検査実施時間で支給されているケースがあった。

【指摘 6-1-1】 高所作業手当の過大支給

高所作業手当支給の対象となる作業従事時間は地上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所での作業時間であるべきところ、立入検査実施時間で支給されているケースがあった。立入検査実施時間は 4 時間以上であったが、高所作業自体は 2 時間程度であるので、結果として高所作業手当が過大に支給されていた。

監査の結果を受けて、過大支給となっていた 4 件、計 512 円が職員から返納されている（対象年度は平成 20 年度と 21 年度）。

6. 化学物質・備品管理

(1) 概要

薬品等化学物質の管理は、化学物質管理要領を定め、科長が各科の化学物質保管の責任者となり、調査研究室長を部会長とする化学物質専門部会が各科に共通する管理の基準や手順書の策定を行っている。

化学物質のうち毒物は、使用の都度、使用量を使用簿に記載し、常に重量単位で保管量を管理している。その他の化学物質（劇物、危険物、その他の薬品）の受払いは、購入の都度、容器単位で購入記録簿に記載し、容器内全量の消費時に、消費記録簿に記載する形となっている。

化学物質の保管量については上記の帳簿管理のほか、年2回、7月末日及び1月末日現在の数量を容器単位で現品の調査・確認を行って「保管リスト」を作成している。

また、化学物質の保管に当たっては、法令等に基づき、その種類に応じて次のように管理している。

- 毒物は、「毒物」の表示をし、毒物保管庫で施錠のうえ保管
- 劇物は、「劇物」の表示をし、使用時以外は劇物保管庫で施錠のうえ保管
- 危険物は、少量危険物保管場所の表示のほか、必要に応じて、種類ごとに禁水、火気注意、火気厳禁の表示を行うとともに、保管数量は、新潟市火災予防条例に規定される数量未満となるよう管理

備品に関しては、手書の台帳（物品管理簿）に日々の受払いを記入し、8月末までに実地棚卸を実施し「備品照合確認結果報告書」を県の物品管理職員宛に提出している。

化学物質の購入に関しては、年初に取扱いを行っている数社から単価の見積りを取り寄せ単価の低い社を取引先に決定している。

(2) 実施した手続

- ① 「保管リスト」に記載された化学物質の一部を任意に抽出し、現品と照合した。
- ② 手書の備品台帳（物品管理簿）に記載された備品の一部を任意に抽出し、現品と照合した。
- ③ 随意契約購入品の一部を任意に抽出し、購入前見積合わせの状況を確認した。

(3) 監査の結果

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

7. 試験研究機器に関する事項

(1) 概要

① 取得及び廃棄

研究所における試験研究機器の購入は、県内6か所の環境センターも含めた3年の

整備計画のもとで、「公害監視機器等整備事業」の中で行われている。研究所では機器委員会にて整備計画策定の際に要望を出し、機器購入が具体化した場合は購入機種指定に必要なその機器の仕様書（案）を作成している。

廃棄については、「新潟県物品会計規則」により取得価格が 200 万円以上の物品は部長決裁となり、200 万円未満は所属長の決裁を要としている（第 29 条）。研究所での廃棄機器の決定は、各科において修理不可能により使用できなくなった機器や取替更新により廃棄する機器などについて「不用決定伺」を作成し、所長決裁により廃棄処分としている。実際の廃棄は、処分業者 1 社に年度当初に機器の種類等に分類した処分手数料の見積りの提出を受け、この価格に基づき有料にて処分している。また、金属屑等として売却可能な部分は、処分業者にその時の相場にて売却している。平成 21 年度は、4 件 17,715 円であった。

研究所にある環境部門の試験研究機器にリース契約によるものはない。また、試用依頼で利用・保管している機器はない。

② 使 用

試験研究機器の購入・設置に併せて、機器委員会で機器操作マニュアルである「手順書」を作成する。またその「使用簿」を作成し、使用の度に記録している。機器ごとの保守管理及び修理の記録も「使用簿」に記載される。なお、研究所では機器の貸し出しは行っていない。

③ 精度管理

(イ) 外部で実施する精度管理

研究所は、毎年環境省が主催する「環境測定分析統一精度管理調査」に参加している。その評価結果を判断する観点、未知試料を参加機関が分析し、測定精度が許容範囲に収まっているか否かになる。平成 21 年度の調査結果の概要を閲覧したところ、同じ物質を測定していても、研究機関によっては結果に相当のバラつきがある中で、研究所は許容範囲に収まっていると言うにふさわしい結果であった。

(ロ) 内部で実施する精度管理

平成 16 年 2 月より研究所において「試験検査業務に係る精度管理等実施規程」を設け、通常業務で行う分析を対象として内部精度管理を実施している。調査研究室長は、科長等で構成するチームにより、毎年 1 回以上手順書の遵守状況の確認と分析結果の統計評価を所定の様式により行い、その結果をとりまとめて所長に報告することになっている。

平成 22 年 2 月より新たに研究所及び保健所検査課を対象とした「新潟県環境関係試験検査精度管理実施要領」を定め 7 月より運用を開始している。精度管理委員会、検査責任者、信頼性確保部会長、検査指針検討部会長等の役割を定め、精度管理を内部精度管理調査と外部精度管理調査に分けてその内容を定めている。

検査課を含めた内部精度管理調査は、通常業務での検査を調査対象とすることとし、通常検査で行う前処理も調査対象としている。また、県が行う分析を規定する「衛生・公害検査指針」を「検査実施標準作業書」に改訂するとともに、精度管理実施のためのマニュアルとして「精度管理手順書」を作成して作業の標準化を行っている。

(2) 実施した手続

- ① 取得及び廃棄に関する記録を閲覧した。
- ② 使用簿及び手順書等を閲覧した。
- ③ 精度管理に関する諸規則、精度管理調査結果通知、手順書等の関係書類を通査した。
- ④ 重要物品状況表に基づき、取得価格 200 万円以上の試験研究機器の現物確認を行った（修理中の 1 件を除く全件）。

(3) 監査の結果

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

8. 研究に関する事項

(1) 概要

① 平成 21 年度の研究実績

平成 21 年度の研究実績は、[図表 6-1-8] のとおりである。

[図表 6-1-8] 平成 21 年度の研究実績 (単位：件)

種別	継続 - 継続		継続 - 完了		新規 - 継続		新規 - 完了		合計	
	衛生	環境	衛生	環境	衛生	環境	衛生	環境	衛生	環境
特定研究	1	—	—	1	—	—	—	—	1	1
経常研究	1	—	1	4	1	—	1	—	4	4
共同研究	1	1	2	4	—	—	1	—	4	5
合計	3	1	3	9	1	—	2	—	9	10

② 研究テーマの選定手続

研究所で行う研究テーマは、「新潟県保健環境科学研究所調査研究等推進要綱」に基づき「調査研究業務実施規程」に沿って選定される。

具体的な選定手順は以下のとおりである。

- (イ) 本庁の環境対策課等関係各課、地域振興局健康福祉環境部などの行政機関に「調査研究課題等に関するアンケート」を実施する。
- (ロ) 研究所の科内で行政ニーズ、技術課題、検査の効率化等を考慮して研究テーマを

検討し調査研究計画書を作成する。

- (ハ) 調査研究計画書は、研究所内に設置された調査研究検討部会（所長、調査研究室長、関係科長で構成）で審査した後、外部評価機関である調査研究等評価委員会（学識経験者 3 名、保健所長会会長、県民生活・環境部等の 2 名の副部長で構成）で審議され、これらの結果を踏まえて所長が研究テーマの採択を決定する。当該委員会は「新潟県保健環境科学研究所調査研究等評価委員会運営要領」に沿って運営されている。

③ 研究成果の評価手続

研究所で行われた研究の評価は以下の手順で行われる。

- (イ) 研究所で行われた研究成果は、「調査研究業務実施規程」に基づき毎年度、その中間及び終了報告が説明書として職員から科長に提出される。
- (ロ) 当該説明書は科長が点検した後、情報調査科長に提出される。
- (ハ) 最終的な調査研究報告の評価・承認は、調査研究計画書の承認と同様の手続で研究所内に設置された調査研究検討部会及び外部評価機関である調査研究等評価委員会の評価を受け、所長が承認する。

④ 研究成果の広報・普及

終了した研究成果は、「調査研究業務実施規程」に基づき、研究所年報、ホームページへの掲載及び調査研究発表会の開催により周知普及を行うこととしている。

(2) 実施した手続

- ① テーマ選定に関する書類を閲覧し、テーマ選定が所定の手続に従って行われていることを確認した。
- ② 研究成果及び評価に関する書類を閲覧し、評価が所定の手続に従って行われていることを確認した。
- ③ 「新潟県保健環境科学研究所年報」（平成 22 年 10 月発行）及び研究所ホームページを閲覧し、研究成果が適切に広報・普及されていることを確認した。
- ④ 担当者に対する質問により、研究テーマごとの原価管理が行われているかどうかを確認した。

(3) 監査の結果

調査研究費の予算は研究所全体での積算であり、研究テーマごとにはなっていない。したがって、費用の実績集計も研究テーマごとにはなされていない。また、研究テーマごとの原価管理の面では、職員（研究者）人件費が大きなウエイトを占めると考えられるが、研究テーマごとの研究時間の集計はなされていない。

【意見 6-1-4】 研究テーマごとの原価管理

調査研究に関しては、研究内容及び成果を専門的な観点から評価するだけでなく、調査研究が効率的に行われているかどうかを検証する必要がある。そのためには研究テーマごとに原価管理を行い、研究に要したコストと成果を比較検討しなければならない。現在のところ研究テーマごとの原価管理は行われていないので、調査研究に投入する費用、労力の把握に努めるべきである。

9. 中長期計画

(1) 概要

研究所では年度当初に運営方針、業務実施体制、調査研究テーマなどを盛り込んだ運営計画を作成し活動の指針としているが、中期ないし長期にわたる計画は作成されていない。

(2) 監査の結果

県の財政が厳しさを増す中、限られた人的・物的資源を有効に利用し県民の負託に応えるためには、研究所の目指すべき方向を示す中長期計画を作成する必要がある。中長期計画は、次のような事項を含んだものでなければならない。

- 使命及び事業内容の明確化
- 重点研究課題
- 研究機器の導入計画
- 研修等研究員のスキルアップの方策
- 外部資金の導入計画
- 外部機関との協力体制

【意見 6-1-5】 中長期計画の作成

研究所では年度当初に運営方針、業務実施体制、調査研究テーマなどを盛り込んだ運営計画を作成し活動の指針としているが、中期ないし長期にわたる計画は作成されていない。県の財政が厳しさを増す中、限られた人的・物的資源を有効に利用し県民の負託に応えるためには、研究所の目指すべき方向を示す中長期計画を作成する必要がある。

II. 愛鳥センター紫雲寺さえずりの里

1. 概要

(1) 設置の経緯

県民の間にバードウォッチングや野外観察会など自然とのふれあいを求める気運が高まり、県民の手による野生鳥獣の保護も増加してきた。県はこうした背景を踏まえ、自然に親しみ、自然や野生鳥獣に対する知識を深め、保護思想の普及と啓発を図るために愛鳥センター紫雲寺さえずりの里を建設、平成2年5月に開館している。

(2) 施設の概要

所在 新潟県新発田市藤塚浜字海老池 県立紫雲寺記念公園内
敷地面積 9ha（紫雲寺記念公園内の「自然観察・研究ゾーン」の面積）
整備年度 昭和63年度～平成元年度
職員現員 6人（定数内4人、特別職2人）
施設概要 管理棟（事務室、展示室、研究室等）1棟、救護棟1棟、飼育舎4棟
観察舎1棟、車庫1棟、野外施設（自然観察路、池）

(3) 事業内容

- ① 探鳥会や自然観察会の実施
- ② 研修会や講演会による指導者の養成
- ③ 野生傷病鳥獣を保護治療し自然復帰

2. 事業実績

(1) 利用状況（来館者数）

[図表 6-2-1] 過去5年間の来館者数

（単位：人）

月	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
4	2,085	1,410	2,137	1,708	1,401
5	5,349	3,461	3,456	4,601	4,998
6	1,423	2,049	1,805	1,364	1,313
7	1,469	1,080	1,602	1,232	1,255
8	2,027	2,003	1,690	1,288	1,359
9	1,885	1,958	2,000	1,643	1,329
10	1,890	2,273	2,756	2,485	1,925
11	832	1,300	819	910	1,125
12	193	246	233	324	389
1	140	618	239	335	646
2	284	551	543	486	424
3	450	733	994	636	866
計	18,027	17,682	18,274	17,012	17,030

[図表 6-2-2] 平成 21 年度団体見学利用状況

(単位：人)

団体種別	実績		割合 (%)	
	件数	人数	件数	人数
幼稚園・保育園	24	2,838	31.6	51.4
小学校	26	1,387	34.2	25.1
中学校など	3	217	4.0	3.9
特殊教育諸学校	2	80	2.6	1.5
PTA 関係	1	40	1.3	0.7
一般	18	938	23.7	17.0
高齢者学級	2	23	2.6	0.4
合計	76	5,523	100.0	100.0

来館者数は減少傾向にある。開館初年度には 3 万人以上の来館者を記録したので、20 年間で半分近くにまで落ち込んでいる。月別にみると 5 月の来館者が多く、年間の 3 割程度を占めている。季節がよいことに加えて団体見学が多いためである。これに対して冬期は来館者が極端に少ない。団体見学では幼稚園・保育園の利用が多い。

【意見 6-2-1】来館者数増加に向けての施策

来館者数が長期にわたって減少している。開館後 20 年が経過し施設が老朽化していることが一因と考えられるが、幼稚園から小学校低学年程度までの子どもたちならば、展示物見学と鳥類観察で十分に楽しめるものと考えられる。近隣の幼稚園、小学校に積極的にアピールするなどして来館者数増加に向けた努力をする必要がある。

(2) 普及啓発事業

① 自然観察会

- ・ 探鳥会を年間 15 回開催、参加者数 298 人
- ・ 「マツムシの声を楽しむ会」を開催（6 月）
- ・ 「野鳥保護の集い」を開催（6 月、2 月、新潟県野鳥愛護会と共催）

② 研修会、講演会

- ・ 愛鳥モデル校担当教職員及び鳥獣行政担当者研修会を開催（5 月）
- ・ スライド発表・講演会を開催（11 月）

③ 各種コンクール

- ・ 愛鳥モデル校を対象に愛鳥週間用ポスター原画を募集 応募数小学校 13 校 431 点、中学校 2 校 18 点
- ・ 野生生物保護実績大会を開催、6 校の愛鳥モデル校が発表会に参加（9 月）
- ・ 野鳥写真展のための写真を募集 応募数 41 人 203 点

④ 各種展示会（主なもののみ記載）

- ・ 平成 22 年度愛鳥週間用ポスター原画募集新潟県大会入選作品展開催（9 月～10 月）

- 平成 21 年度野鳥写真展開催（平成 22 年 3 月～5 月）

(3) 傷病鳥獣の保護収容事業

[図表 6-2-3] 過去 5 年間の傷病鳥獣保護収容状況

年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
種	95	101	105	93	109
羽頭	776	668	727	716	772

平成 21 年度は、鳥類 69 種 234 羽、獣類 3 種 5 頭、計 72 種 239 羽頭を自然復帰させている。死体収用 138 羽頭を除いた収容数に占める放鳥獣数の割合は 37.6%であった。

3. 予算執行状況

(1) 概要

過去 3 年間の予算執行状況は [図表 6-2-4] のとおりである。

[図表 6-2-4] 過去 3 年間の予算執行状況

(単位：千円)

項目	19 年度		20 年度		21 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
運営費	6,576	6,206	6,155	5,815	6,155	5,679
維持管理費	6,262	6,119	5,721	5,682	5,611	5,564
事業活動費	3,534	3,362	3,052	2,947	3,316	3,279
施設整備費	1,501	1,490	1,010	1,010	1,010	884
合計	17,873	17,177	15,938	15,454	16,092	15,406

(2) 実施した手続

予算の執行状況を通査し、必要に応じて支出負担行為決議書等の証拠資料を閲覧した。

(3) 監査の結果

事業活動費に含まれる鳥獣の飼料代に関して、業者請求日から支出負担行為決議までに 1 カ月以上の期間が開いているケースが散見された。担当者に対するヒアリングの結果、請求書受領日が請求書日付よりも相当遅れる場合があること、すなわち業者の請求遅れが主たる原因であることが判明した。

【意見 6-2-2】 請求書提出時期等に関する業者への指導

業者からの飼料代の請求が適時に行われなため、業者請求日から支出負担行為決議までに 1 カ月以上の期間が開いている例がある。県側の事務処理が遅滞しているとの誤解を招かないよう、速やかに請求書を提出するか、あるいは請求書に実際の請求日を記

載するよう業者を指導する必要がある。

4. 公有財産の管理

(1) 概要

管理棟ほか建物 8 棟及び工作物 6 件を所管している。

(2) 実施した手続

財産台帳に記載された公有財産の一部を抽出し、実物と照合した。

(3) 監査の結果

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5. 物品の管理

(1) 概要

公用車のほか、顕微鏡、孵卵器などの物品を有している。

(2) 実施した手続

① 担当者に管理状況を質問するほか、物品管理簿を閲覧した。

② 物品管理簿に記載された備品の一部を任意に抽出し、現品と照合した。

(3) 監査の結果

① 鳥類の剥製等

館内には鳥類の剥製 200 体以上とバードカービング（野鳥彫刻）数点が展示されている。これらは、県森林研究所からの移管、愛好家からの寄付、職員の製作によるものなど様々な形で増えてきたものであり、特に台帳等による管理はされていない。しかし、本来は物品として管理すべきもので、「新潟県物品会計規則による物品の分類基準の指定」により、次のように区分しなければならない。

- 備品類／標本及び見本 取得単価または見積単価が 5 万円以上のもの
- 消耗品類／雑品 上記以外のもの（ただし品質、性質、目的等により特に重要なものは備品類とする）

そして、物品管理職員は物品管理簿を作成し、必要な事項を明らかにしておかなければならない（新潟県物品会計規則第 39 条）。

また、鳥類の剥製等を寄付により受け入れる場合には、寄付物品調書を作成しなければならない（新潟県物品会計規則第 14 条）。現在のところ寄付受入に当たっては、センター独自様式の「譲渡確約書」によっているが、物品会計規則に従い寄付物品調書を作成する必要がある。

【指摘 6-2-1】 鳥類の剥製等の管理

館内には鳥類の剥製 200 体以上とバードカービング（野鳥彫刻）数点が展示されているが、特に台帳等による管理はされていない。しかし、これらは物品に該当するので、新潟県物品会計規則により物品管理簿を作成し、必要な事項を明らかにしておかなければならない。また、愛好家からの剥製等の寄付受入に当たっては、今後は同規則により寄付物品調書を作成しなければならない。

② 使用不能の物品

備品類にレーザーディスク（LD、平成 6 年に 8,484 千円で取得）が含まれている。これは野鳥生態写真及びナレーションを収めたものであるが、再生装置が廃棄されているため視聴することができない。一方、データは DVD にコピーしてあり、DVD プレーヤーにより再生することができる状態にある。

【意見 6-2-3】 視聴不能のレーザーディスクの処理

備品類に視聴不能のレーザーディスクが含まれている。データは DVD にコピー済みで、DVD プレーヤーにより再生することができる状態にある。物品管理簿には経緯を記載したうえで DVD として管理し、レーザーディスク自体は廃棄すべきである。

III. 佐渡トキ保護センター

1. 概要

(1) 設置の経緯とトキ増殖事業の歴史

絶滅の危機にあった特別天然記念物トキの本格的な保護・増殖を図るため、昭和42年に営巣地に近い旧新穂村の山中（清水平）に新潟県トキ保護センターが開設された。

その後も野生・飼育下での個体数の回復は見られず、昭和56年に環境省はトキの全5羽を捕獲し、飼育下での繁殖・野生復帰を目指すこととなった。しかしながら捕獲した個体数のうち4羽が病死したため、中国からトキを借り受けたり、中国に移送したりして繁殖を試みたが、ヒナの誕生には至らなかった。

平成5年に施設の老朽化や管理上の困難性から旧新穂村長畝地内に移転し、さらに中国からトキを借り受けて繁殖に取り組んだもののミドリが死亡、平成15年にはキンが死亡し日本産のトキは絶滅した。

こうした中、平成11年に中国から1つがいのトキが贈呈され、新たな日中トキ保護協力のもと増殖事業が軌道に乗ることとなり、平成20年繁殖期後には飼育個体数が120羽を超えるまでになった。

個体数の順調な増加に伴い、国は平成15年3月に策定した「環境再生ビジョン」において、平成27年頃を目途に小佐渡東部でトキ60羽を定着させるという野生復帰のスケジュールを明らかにするとともに、平成16年1月、「トキ保護増殖事業計画」を環境省・農林水産省・国土交通省の3省で策定し、生息環境整備の推進を打ち出した。

これを受け、トキが野生下で自立して生存できるよう、平成16年から3カ年をかけて、採餌、飛翔、天敵回避等の訓練を行う野生順化施設（野生復帰ステーション）を建設した。これによって、平成19年度から順化訓練を開始し、平成20年9月には10羽の試験放鳥を行い、平成21年9月には19羽の放鳥を行った。

また、平成19年には鳥インフルエンザなどの緊急対策として、多摩動物公園に2組のつがいを移送し分散飼育を開始し、さらに平成22年には石川県に2組のつがいを移送した。

現在、追加放鳥に向けた順化訓練や遺伝的多様性のある飼育個体数の確保等に努めている。

[図表 6-3-1] トキ飼育個体数の推移（各年12月末現在）

〈単位：羽〉

場所	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
センター	1	4	7	18	25	39	58	80	97	66	87	104
ステーション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25	21	12
多摩動物公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4	7
合計	1	4	7	18	25	39	58	80	97	95	112	123

[図表 6-3-2] 放鳥個体数の推移 (各年 12 月末現在)

(単位:羽)

H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	19

(2) 施設の概要

主な財産は土地 36,244.00 m²である。佐渡トキ保護センターには、管理棟や繁殖ケージなどの建物があるが、これらは国が設置したものである。また、佐渡トキ保護センターの周辺は「トキの森公園」として整備され、トキの飼育状況を観察することができるが、こちらは佐渡市が管理運営しているものである。

佐渡トキ保護センターの敷地面積は 21,191.00 m²あるが、上記のとおり国等が建物を設置する関係で、[図表 6-3-3] のように目的外使用されている。

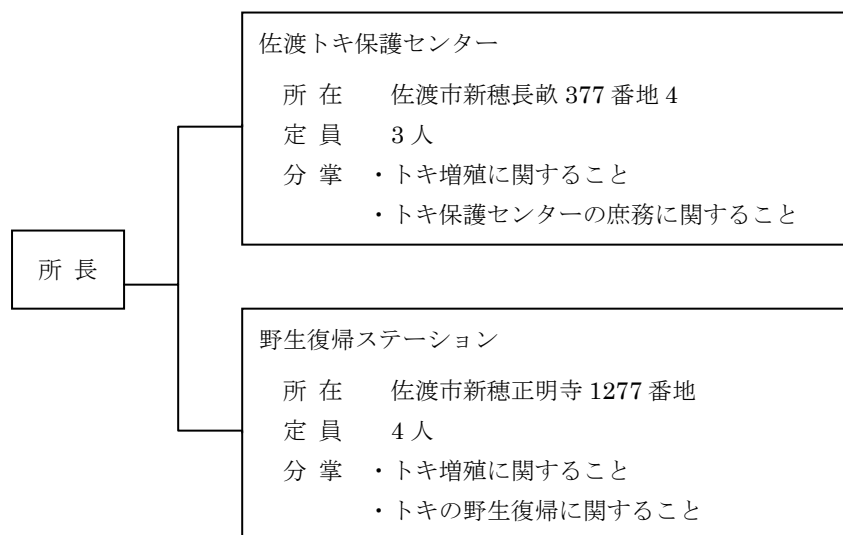
[図表 6-3-3] 佐渡トキ保護センター敷地の目的外使用

貸与先	使用目的	貸与面積 (m ²)
国 (環境省)	飼育ケージ、繁殖ケージ等の施設用地	20,791.10
佐渡市	観察棟、遊歩道等の用地	399.90
合計		21,191.00

(注) 上記のほか、特定非営利活動法人トキとき応援団に貸与している土地が 5.55 m²ある。

(3) 組織及び業務分掌

[図表 6-3-4] 佐渡トキ保護センターの組織及び業務分掌 (平成 22 年 3 月 31 日現在)



(注) 定員のほかに特別職 (嘱託員) が 4 人在籍している。

佐渡トキ保護センターはトキの保護と増殖を目的とした施設で、トキの飼育及び繁殖を行っているほか、国内の飼育下のトキの個体情報の管理及び飼育繁殖技術の蓄積を行って

いる。

野生復帰ステーションでは、より自然に近い環境下で採餌や繁殖といった基本的な生存能力等を養い、周辺環境にも慣れるといった、放鳥のための順化訓練を行っている。

(4) トキ保護関連事業

参考までに、平成 21 年度に県内で実施された「トキ保護関連事業」は、以下のとおりである。

① 県事業

- トキ保護増殖事業
- 人・トキやすらぎの島推進事業
- トキをプロデュース・野生復帰推進事業
- 営巣木等保全整備事業
- 生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業
- 国府川等統合河川環境整備事業

② 佐渡市

- トキビオトープ整備助成事業
- トキの餌場環境再生事業（生物多様性保全推進支援事業）
- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（田園自然環境保全整備事業）

③ 新潟県トキ保護募金

- トキ生息環境整備地域活動助成事業
- 佐渡市トキビオトープ整備助成事業

2. トキ保護増殖事業

(1) 概要

- 担当課 佐渡トキ保護センター
- 事業区分 継続事業
- 予算額 (当初) 70,474 千円、(最終) 68,950 千円
- 決算額 68,608 千円
- 財源の内訳 国委託費
- 根拠法令 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 事業目的
希少鳥類「トキ」の保護増殖を行う。
- 事業内容
 - ① 委託事業の内容
環境省からの委託により、トキの飼育管理及び増殖事業を実施
 - (イ) トキの飼育及び繁殖

飼育技師及び人工繁殖の専門家等を配置して事業実施

(ロ) 「トキ飼育日誌」の作成等

トキの飼育及び健康管理を毎日実施し、「トキ飼育日誌」を作成
トキの定期健康診断を原則として2カ月に1回実施し、健康診断記録を作成

(ハ) トキの生態の記録

トキの生態をより詳しく把握するため、平常時、繁殖期の行動状況及び平常と異なる行動を呈した時の状況を写真及びビデオテープに記録

(ニ) トキの野生順化訓練

放鳥前のトキについて、順化ケージにおいて順化訓練を実施

(ホ) トキの野生復帰事業

放鳥個体のモニタリング協力、傷病・死亡個体の救護・回収等実施

(ヘ) トキの野生復帰事業に係る普及啓発

佐渡市及び関係団体と連携しながら普及啓発を実施

② 事業実績

平成21年度の繁殖実績は、以下のとおりである（多摩動物公園を含む）。

ペア数	18組
産卵数	113個
生育数	43羽

平成21年度の個体の移動経過等は、以下のとおりである

平成21年 9月 1日	順化ケージの18羽及びST繁殖ケージの2羽を放鳥用仮設ケージに移動
9月 29日	放鳥用仮設ケージを開放し19羽を放鳥（第2回放鳥）
11月 28日	中国へ10羽を返還
12月 10日	多摩動物公園から7羽をセンターに移送
平成22年 1月 8日	いしかわ動物園へ分散飼育のため4羽を移送
2月 4日	順化ケージへ5羽を移送し、第3回放鳥の訓練を開始

(2) 実施した手続

- ① 国との委託契約書を閲覧した。
- ② 予算の執行状況を通査し、必要に応じ支出負担行為決議書等の証拠資料を閲覧した。
- ③ 佐渡トキ保護センター、野生復帰ステーションを視察した。

(3) 監査の結果

本事業の当初予算は、過去 3 年間見直しが行われていない。この点につき、担当者に説明を求めたところ、

「(イ) 平成 19 年度野生復帰ステーションにおけるトキ順化訓練開始以降、基本的事業内容に変化はなく、当初予算を見直すべき積極的事由がない。また、(ロ) 国との委託契約による事業費は、給与費も含めて国の事業計画に基づき委託費の総額が定められている。〔図表 6-3-5〕のとおり、事業費の変動は給与費のみに影響するため、当初予算を変更する緊急性は認められない。」との回答を得た。

〔図表 6-3-5〕 当初予算並びに決算額内訳 (単位：千円)

項目	当初予算			21 年度 決算額
	19 年度	20 年度	21 年度	
給与費	24,399	24,399	49,526	51,392
事業費	70,474	70,474	70,474	68,608
合計 (国委託費)	94,873	94,873	120,000	120,000

しかし、仮に平成 19 年度以降基本的事業内容に重要な変化がないとしても、当初予算の内訳と各年度の個別事業計画に相違はあったはずである。例えば試験放鳥の有無のみを考慮しても、平成 19 年度当初予算の内訳のまま、後年度 2 年間の当初予算の内訳を変更しない積極的理由は認め難い。

また、〔図表 6-3-6〕「主要変動要因」を参照すると、事業環境の変化や事業実施方法の変化等、翌年度以降の事業費に影響を与えるべき事由が発生しており、「事業費」の当初予算の内訳見直し可否を検討するに当たり、考慮すべき要因の存在自体は否定し得ないものとする。

〔図表 6-3-6〕 予算差異概況 (単位：千円)

主要変動費目	予算		増減 B-A	決算 C	増減 C-B	主要変動要因
	当初 A	補正 B				
旅費	4,351	2,899	△1,452	2,995	96	※1
修繕費	3,446	6,978	3,532	7,986	1,008	※2
飼肥料費	23,243	20,038	△3,205	19,147	△891	※3
夜間警備委託	4,331	2,563	△1,768	2,562	△1	※4
その他の管理点検委託	50	834	784	1,184	350	※5
その他	35,053	35,638	585	34,734	△904	
合計	70,474	68,950	△1,524	68,608	△342	

※1 「増殖技術現地検討会」実施回数及び出席委員数の変動。

※2 12月専門家会合における放鳥時順化ケージの使用決定等を受け、下記修繕等緊急実施。

工事名	決議日	金額
野生復帰ステーションネット修繕（前年雪害）	21年10月8日	567
順化ケージネット修繕	22年2月2日	336
Eケージ外壁修繕	22年2月8日	1,219
野生復帰ステーション監視カメラ修繕	〃	2,468
順化ケージネット改修	22年2月22日	328
野生復帰ステーションエサ管理棟壁修繕	22年3月26日	7
野生復帰ステーション順化ケージ補修	〃	441

※3 トキ個体数増加等により必要飼料量が増加する中、安定数量確保のため、（単価の安い）中国産どじょうの購入比率が上昇。

※4 センターの夜間巡回警備を取り止め、10月から赤外線侵入感知センサーによる機械警備に切替え。同時に野生復帰ステーションに機械警備導入。

※5 新規どじょう業者との取引開始の際実施する農薬残有量検査料。従前は新潟県保健環境科学研究所に依頼していたが、平成21年から民間委託に変更された。

もつとも、納税者の立場から本来問題とすべきは、「給与費」も含めた「総事業費」である。その意味では「国委託費」の内訳が「事業費」であるか「給与費」であるか、また、「総事業費」が「国委託費」名目で支出されるか、「県の一般財源」で賄われるかは、本来重要な問題ではない（〔図表 6-3-7〕参照）。ただ、「事業費総額」が適切に予算管理される当然の前提として、その各構成費が適切に予算管理されることを期待するのみである。

〔図表 6-3-7〕 総事業費実績 〈単位：千円〉

項目	金額
給与費ほか A	53,253
事業費 B	68,608
総事業費 C (A+B)	121,861
国委託費 D	120,000
超過額〈県一般財源〉 E (C-D)	1,861

【意見 6-3-1】 予算積算資料の適正化

トキ保護増殖事業の「事業費」の当初予算内訳は、過去3年間同じとなっている。県庁各部課は実施予定事業の見積価額を基礎として予算要求を行うのであるが、当該見積精度が低い場合、個々の事業予算に過不足が生じ事業目的の達成を危うくすることとなり、また、部局を超えた予算の適正配分が損なわれることにより、県財政の有効かつ効率的な執行を阻害することにもなりかねない。

国、県ともに財政逼迫が叫ばれている現在、総事業費を的確に積算・予算化し、当該予算を基礎として財政の有効かつ効率的な執行を実現するとの観点から、事業環境・事

業計画等の変化に適合した「事業費」当初予算の見直しを検討すべきである。

3. 人・トキのやすらぎの島推進事業

(1) 概要

- 担当課 佐渡トキ保護センター
- 事業区分 継続事業
- 予算額 (当初) 9,306 千円、(最終) 9,306 千円
- 決算額 9,301 千円
- 財源の内訳 国交付金 4,680 千円、一般財源 4,621 千円
- 根拠法令 (国) 自然環境整備交付金交付要綱
(県) 自然環境整備等事業補助金交付要綱
- 事業目的
トキと地域が共生する自然豊かな循環型社会の構築及びトキをシンボルとした地域の活性化の推進支援。
- 事業内容
平成 27 年の本格野生復帰に向け、不足する餌場としてのトキの生息環境を再生するため、以下の事業を行う。
 - ① トキのビオトープ(湿地環境)整備事業
事業費 5,867 千円(国交付金 2,640 千円、一般財源 3,227 千円)
トキの餌場として通年で利用可能なビオトープを重点整備する。

(イ) 事業推進の経緯

国は平成 15 年 3 月に策定した「環境再生ビジョン」において、平成 27 年頃を目途に小佐渡東部でトキ 60 羽を定着させるという野生復帰のスケジュールを明らかにするとともに、平成 16 年 1 月、「トキ保護増殖事業計画」を環境省・農林水産省・国土交通省の 3 省で策定し、生息環境整備の推進を打ち出した。

これを受け、県は佐渡市との強い連携のもと佐渡市民の理解を得ながら、国及び地域の計画や施策との整合連携を図りつつ、平成 17 年 3 月「新潟県トキ野生復帰推進計画」を策定し、その計画の中で、通年でトキ 60 羽が生息できる必要餌場環境条件を試算するとともに、その達成のための新規造成等餌場目標を明らかにした。

目標達成のため、行政に限らず、ボランティア団体・NPO 法人・県民等の理解と協力、主体的参加が不可欠ではあるが、事業推進に当たり、その先駆けとして県主導での「トキのビオトープ整備事業」を計画、平成 18 年度から実施することとした。

〔図表 6-3-8〕 60 羽生息できる餌場と餌量（試算）

（単位：kg）

餌場種別	面積 (ha)	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月
水田	142.7	△	3439.1	□	△
（棚田）	116.8	△	◇	□	△
水田	3.0	140.4	166.8	□	118.2
（冬期湛水）	15.0	507.0	◇	□	1,773.0
水田	103.6	△	2,496.8	□	△
（平野部その他）	1,736.4	△	◇	□	△
ビオトープ	30.0	2,727.0	11,259.0	1,416.0	1,989.0
	55.0	4,999.5	◇	2,596.0	3,646.5
沢	35.4	180.4	1,351.5	1,397.5	1,694.6
	75.8	772.9	◇	2,993.2	3,629.7
水田内	2.0	181.8	485.2	380.0	474.0
ビオトープ	5.0	454.5	◇	950.0	1,185.0
計		3,229.6	1,918.4	3,193.5	4,275.8
		6,733.9	—	6,539.2	10,234.2
生育可能数（羽）		73.8	85.3	60.1	100.8

（注）各餌場種別とも、上段が営巣区域を、下段が群生区域を示す。

△ 田に水が張っていない時期で餌場とならない区域

◇ 繁殖期は、行動範囲を営巣区域内（半径 2km）となるため、餌場とならない区域

□ 稲が成長し大きくなり餌場とならない区域

〔図表 6-3-9〕 60 羽生息のための新規造成等餌場目標（試算）

（単位：ha）

区分	冬期灌水水田	ビオトープ	水田内ビオトープ	沢等
営巣区域	1.8	21.8	2.0	8.9 [全幅 1m の開放餌場を造る (全延長約 89km)]
群生区域	10.3	54.9	5.0	19.0 [全幅 1m の開放餌場を造る (全延長約 190km)]

(ロ) 年度別整備実績

全体計画事業費 24,652 千円、計画面積 5.0ha、実施期間は平成 18 年度から平成 21 年度まで（平成 18 年度のみ本庁執行、平成 19 年度以降は佐渡トキ保護センター執行）

[図表 6-3-10] ビオトープ年度別整備実績

(単位：千円、ha)

年 度	事業費	所在地	整備面積		備 考
			所在地別	年度合計	
18年度	6,285	清水平	0.56	0.56	
19年度	6,386	新徳大野	0.98	0.98	
20年度	5,814	月布施	0.94	1.34	
		生椿	0.40		
21年度	5,867	月布施	0.51	2.38	継続事業
		羽二生	1.53		
		東立島	0.34		
合 計	24,352			5.26	

(ハ) 平成 21 年度整備事業の内訳

[図表 6-3-11] 平成 21 年度整備事業の内訳

(単位：千円)

事業名	工事場所	契約金額	履行日
ビオトープ造成測量委託	佐渡市羽二生地内	673	21年8月26日
	佐渡市東立島地内	238	21年9月25日
ビオトープ造成工事			
トキ第1号	佐渡市月布施地内	1,089	21年11月20日
トキ第2号	佐渡市羽二生地内	2,953	22年3月23日
トキ第3号	佐渡市東立島地内	914	22年2月5日
総事業費		5,867	
うち県負担額 (55/100)		3,227	

(注) いずれも随意契約によっているが、造成測量委託は3社、造成工事は7社で見積合わせを実施している。

(ニ) 課題及び課題への対応

造成したビオトープが有効に機能するために、ビオトープ及び周辺の生物種・量の変化を把握し、適切な維持管理方法を把握することが課題である。

現在ビオトープモニタリング調査事業を実施しており、その結果をビオトープの維持管理に反映させていく予定である。

(ホ) (参考) ビオトープの整備状況

県では、「新潟県トキ野生復帰推進計画」において、ビオトープの整備目標を85haと掲げ、県・佐渡市・地元団体等が連携してビオトープ整備を行ってきたところである。

平成21年度末までの整備状況は36.9haであり、今後トキの放鳥が進む中、ビオトープ等の餌場の確保が緊急に必要な状況である。

[図表 6-3-12] ビオトープ整備計画（主体別内訳）

（単位：ha）

区 分	～19年度	20年度	21年度	計	27年度 目 標	今後整備が 必要な面積
県	1.54	1.34	2.38	5.26	/	/
佐渡市	3.96	3.30	—	7.26		
地元団体等	10.40	13.26	0.72	24.38		
合 計	15.90	17.90	3.10	36.90		

(注) 1 19年度までの計は、県と佐渡市は18～19年度、地元団体等は15～19年度の実績累計である。

2 地元団体等のビオトープ整備に対しては、佐渡市が補助（21千円/10a）を実施。

② トキの郷づくり支援事業

事業費 2,900千円（国交付金 1,800千円、一般財源 1,100千円）

事業主体は佐渡市であり、総事業費は佐渡市の一般財源 1,100千円を加えた4,000千円である。

(イ) 地域とボランティア等が協働する仕組みづくり

目 的 地域・ボランティア・行政等、様々な主体が連携協働する協議会の円滑な運営による生息環境整備の拡大を図る取組みの支援。

実施内容 「人・トキの共生の島づくり協議会」を開催し、現状及び野生復帰の情報を共有するとともに、今後の方針を検討。

日 時 平成 22 年 3 月 29 日

場 所 佐渡トキ交流会館

参加者 学識経験者、国・県・市の各行政機関、農協や森林組合等の事業団体、地元住民団体（関係集落や活動団体）等

(ロ) 地域との協働による環境整備、維持管理プランの策定

目 的 トキと共生する地域づくりに向けた機運醸成を図り、地域ごとでできることは何かを話し合い、環境整備等の取組・維持管理計画を策定することにより、活動地域の増加・取組みの拡大を図る。

実施内容 i 地域ごとに餌場環境整備・維持管理プランを策定。

策定地域 羽茂本郷、上横山地区、浜梅津地区

ii トキとの共生座談会・観察会実施

実 施 日 平成 22 年 1 月 17 日

対象地域 大和・貝塚、田野沢・潟上・正明寺

(ハ) トキファンクラブの管理運営

目 的 地域で行う取組み等への参加案内やトキ関連情報等を効率的、効果的に行い、島外からのボランティアの参加や応援者を拡大するため、ファンクラブ組織の管理運営。

実施内容 i 佐渡トキファンクラブホームページの管理運営

ii 佐渡トキファンクラブ通信の発行

③ 人・トキのやすらぎの島推進事業

事業費 534 千円（国交付金 240 千円、一般財源 294 千円）

(イ) モニタリング調査

佐渡市新穂正明寺（清水平）の旧佐渡トキ保護センター跡地（県有地）に、県が平成 18 年度に造成したビオトープ（約 0.6ha）における餌生物量調査を年 3 回実施する。

[図表 6-3-13] モニタリング調査に係る事業費 〈単位：千円〉

事業名	調査地	契約金額	履行日
ビオトープモニタリング調査委託	佐渡市新穂正明寺地内	400	21 年 6 月～22 年 3 月
総事業費		400	
うち県負担額 (55/100)		220	

(ロ) トキの郷づくり支援検討会等への参画等

[図表 6-3-14] 支援検討会等への参画等に係る事業費 〈単位：千円〉

支出費目	内容	支出額	備考
職員旅費	打合せ旅費	134	2 人×5 回×@13,390 円
総事業費		134	
うち県負担額 (55/100)		74	

(2) 実施した手続

① トキのビオトープ整備事業

- ・ 予算の執行状況を通査し、必要に応じ入札関係書類・支出負担行為決議書等の証拠資料を閲覧した。
- ・ 平成 18 年度整備の清水平ビオトープを視察し、維持管理状況を確認した。

② トキの郷づくり支援事業

- ・ 予算の執行状況を通査し、必要に応じ補助金交付申請書・支出負担行為決議書等の証拠書類を閲覧した。

③ トキのやすらぎの島推進事業

- ・ 予算の執行状況を通査し、必要に応じ支出負担行為決議書等の証拠書類を閲覧した。

(3) 監査の結果

トキのビオトープ整備事業で、羽二生地内に係る「造成測量委託」及び「造成工事」が、ともに当初契約価格が増額変更されている。

[図表 6-4-15] ビオトープ整備事業の契約価格増額変更

工事名	ビオトープ造成測量委託	ビオトープ造成工事
工事場所	佐渡市羽二生地内	佐渡市羽二生地内
契約方式	随意契約 (3社見積実施最低価格選定)	随意契約 (7社見積実施最低価格選定)
契約日	21年7月23日	21年10月14日
契約価格	420,000円	2,310,000円
変更契約日	21年8月21日	22年3月10日
変更契約価格	673,050円	2,952,600円
変更理由	<ul style="list-style-type: none"> 対象地区にヨシが密生していたため、ヨシ刈り払い後測量実施、面積修正 簡易山腹測量費増 142千円×面積増(1.1ha→1.8ha) 	<ul style="list-style-type: none"> 異常降雪による工事期限延長 ヨシ刈り払い及び片づけ 309千円増 敷き砂利 40mm、364千円増

【意見 6-3-2】設計書積算精度の確保

「ビオトープ造成工事」において、契約価格が増額変更されている。対象地域にヨシが密生していることは、「ビオトープ造成測量委託」を通じ、契約以前に了知されていたが、契約時は刈り払い等作業費用の積算を割愛し、契約価格変更にて対応したものである。

設計書積算業務の重要性に鑑み、当該業務の一層の精度向上に努める必要がある。

4. 公有財産の管理

(1) 概要

土地 36,244.00 m²を所管しており、このうち 21,196.55 m²が目的外使用となっている。国への貸与分 20,791.10 m²は使用料を徴収しているが、佐渡市等への貸与分 405.45 m²は使用料を免除している。

(2) 実施した手続

- ① 佐渡トキ保護センター保管の登記簿謄本を閲覧し、面積合計が財産台帳と一致することを確認した。
- ② 行政財産使用許可申請書を閲覧するとともに、使用料の計算根拠を確認した。

(3) 監査の結果

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5. 物品の管理

(1) 概要

公用車のほか、孵卵器、保育器などの備品を有している。

(2) 実施した手続

- ① 担当者に管理状況を質問するほか、物品管理簿を閲覧した。
- ② 物品管理簿に記載された備品の一部を任意に抽出し、現品と照合した。

(3) 監査の結果

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第7 財団法人新潟県環境保全事業団の監査

1. 概要

(1) 業務の概要

産業廃棄物の処理、環境保全のための啓発等に関する事業を行い、新潟県の快適で住みよい生活環境の確保及び産業経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

① 産業廃棄物の処理

- 主要目的は、上・中・下越の各地区に一カ所ずつ公共関与の産業廃棄物処分場を設けるとする県の方針の実現にある。
- 中越地区の処分場（エコパークいずもぎき（出雲崎町））が平成11年3月に完成、同年4月から稼働中である。
- 上越地区の処分場については、平成19年3月28日、上越市から上越市議会特別委員会に対し、候補地を宮野尾地区に決定する旨の報告がなされたが進展はみられない。下越地区については白紙の状態である。

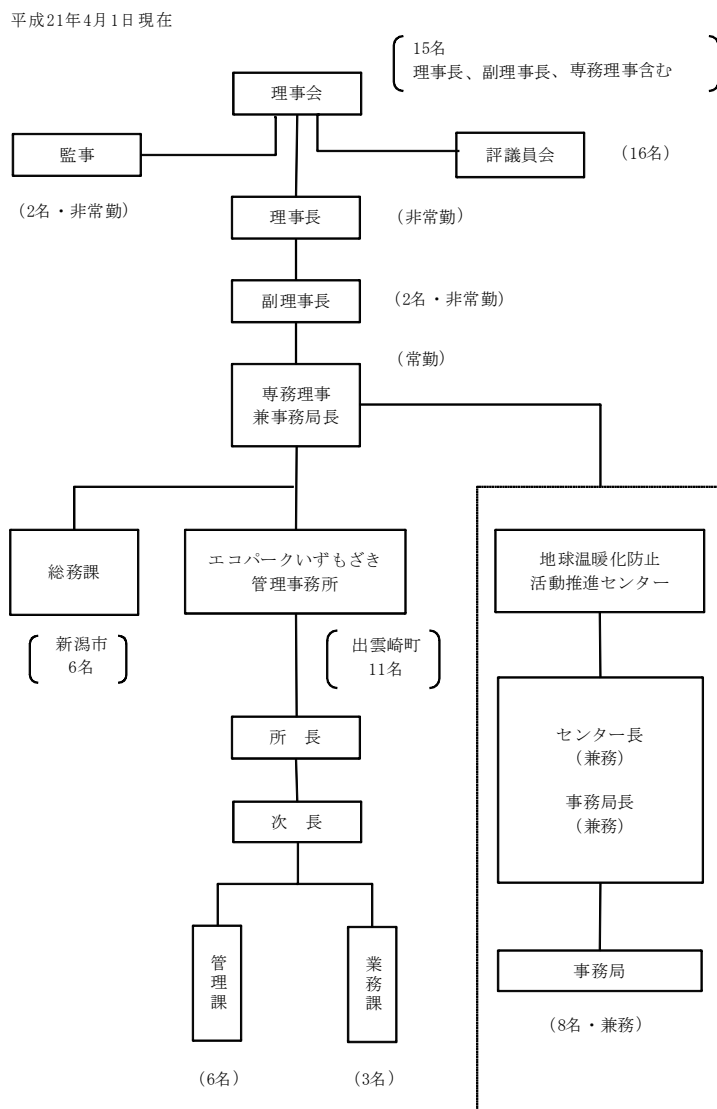
② 環境保全の啓発並びに調査研究

(2) 沿革

平成 4年 10月	財団法人新潟県環境保全事業団設立 基本財産 150 百万円（うち県 50 百万円、市町村 25 百万円、関係団体 75 百万円）
9年 4月	出雲崎町に建設事務所を開設、第1期建設工事着手
11年 3月	第1期建設工事完成
4月	エコパークいずもぎき営業開始
13年 4月	上越事務所開設
14年 7月	第2期建設工事着手
15年 12月	第2期建設工事完成
16年 3月	上越事務所当面閉鎖
17年 4月	新潟県地球温暖化防止活動推進センターの指定
21年 4月	焼却物減少により焼却炉休止

(3) 組織

[図表 7-1] 新潟県環境保全事業団の組織



(4) 収支の状況

[図表 7-2] 過去5年間の収支の状況

(単位：千円)

年度	経常収益	経常費用	当期経常増減額	正味財産増減額
17年度				△585,600
18年度	2,829,756	2,857,130	△27,374	△394,432
19年度	2,867,713	2,602,180	265,533	△15,986
20年度	2,002,124	2,487,898	△485,774	△705,102
21年度	1,383,380	1,738,057	△354,677	△524,686

(注) 平成18年度から新公益法人会計基準を適用したため、平成17年度の正味財産増減額以外の項目は記載を省略している。

廃棄物処分量の減少により経常収益は大幅に減少している。平成21年度の経常収益は、直近ピーク時の平成19年度の半分以下に落ち込んでいる。

2. 廃棄物処理事業

(1) 概要

① 産業廃棄物処分場計画の概要

財団法人新潟県環境保全事業団（以下、「事業団」という。）の主たる目的は、上越・中越・下越の各地区に一カ所ずつ公共関与の産業廃棄物処分場を設けるとする県の方針の実現にある。現在、中越地区の処分場（エコパークいずもぎき（出雲崎町））が平成11年3月に完成し、同年4月から稼働している。上越地区の処分場については、平成19年3月28日に上越市から上越市議会特別委員会に対し、候補地を宮野尾地区とし、市の一般廃棄物処分場とともに建設する旨の報告がなされた以降進展がみられない。下越地区については候補決定に至っておらず、白紙の状態である。

近時において、公共関与の最終処分場は増える傾向にある。その理由は、民間経営の処分場では建設についての近隣住民の同意を得にくく、公共性を住民に訴えない限り同意が得られないためである。

② エコパークいずもぎきの現状

エコパークいずもぎきは、管理型廃棄物最終処分場¹⁴である。平成11年4月に事業を開始し、平成15年12月に第2期工事が完成、平成16年10月の浸出水処理施設増設工事の完了で現行施設となった。施設の概要は次のとおりである。

○ 施設の総面積	586,335 m ²
○ 焼却施設（ロータリーキルン＋ストーカー炉）	50 t/日（24時間稼働）
○ 焼却施設（汚泥乾燥炉）	28 t/日（24時間稼働）
○ 破碎施設	28 t/日（7時間稼働）
○ 管理型最終処分場	1,484,000 m ³
○ 浸出水処理施設	560 m ³ /日
○ 浸出水調整池	14,000 m ³

¹⁴ 最終処分場は、大きく3つに分けられる。それは、① 安定化（無害化）に長期間を要する有害廃棄物を封ずるための遮断型処分場、② 既に安定しているか埋立後すぐに安定する廃棄物を埋立するための安定型処分場、及び③ どちらにも該当せず埋立終了後も維持管理を要する管理型処分場である。管理型処分場では、重金属、BOD成分（有機物を酸化・分解する際に消費する溶存酸素）、COD成分（酸化に必要な酸素量）、窒素、酸・アルカリを含んだ浸出水が生じるため、ゴムシートなどによる遮水工と浸出水処理施設等が設置される。安定型以外の処分場では、閉鎖後も浸出水の処理や埋立ガスの測定、モニタリングを続行し、生活環境の保全上の問題が生じるおそれなくなった時に、処分場は廃止され、管理も終了する。

処分場の埋立量、残容量並びに事業所からの実績報告による県内の埋立処分量の推移は、[図表 7-3] のとおりである。埋立量は減少傾向にあり、特にここ数年の減少が顕著である。なお、平成 19 年度の増加は、災害時の廃棄物の搬入によるものである。

[図表 7-3] 埋立容量等の推移

年度	エコパークいずもぎき (m ³)		県内 (千 t)		
	埋立量	年度末残容量	県内埋立処分量	うち管理型	うち安定型
11 年度	76,464	1,407,536	450	252	198
12 年度	117,876	1,289,660	431	260	171
13 年度	154,102	1,135,558	397	250	147
14 年度	84,916	1,050,642	307	199	108
15 年度	106,886	943,756	276	204	72
16 年度	97,026	846,730	251	182	69
17 年度	92,195	754,535	246	178	68
18 年度	92,244	662,291	218	161	57
19 年度	94,214	568,077	218	148	70
20 年度	55,787	512,290	167	110	57
21 年度	49,420	462,870	—	—	—

③ 事業環境の変化と県の資金支援

開業当初は最長で平成 25 年度をもって埋立てを終了する計画であったところ、景気の低迷を受けた生産活動の縮小や、資源循環型の社会づくりを目指す 3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の取組みの効果により廃棄物は減少しており、県内での埋立処分量も減少の一途を辿っている。さらに、事業団にとっては安価で引き取る処理業者への流出という要素も加わり、県内の状況以上に埋立量が減少している。

現在の状況が続けば、埋立完了は平成 30 年度になると見込まれる。年度別の埋立予想量は、[図表 7-4] のとおりである。

[図表 7-4] 埋立予想量の推移

(単位：t)

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26～29 年度	30 年度
埋立量	51,158	50,700	50,700	51,700	47,700	年 50,597 202,388	22,462

また、平成 21 年 4 月より焼却炉の稼働を休止した。この休止により資金収支では毎年 2 億円の支出の節減となる。本来、焼却炉で廃棄物を焼却し容積を減少させることにより多くの搬入を受けることができ収入増となる。しかしながら、エコパークいずもぎきでは、開設以来搬入量の 10 分の 1 程度を焼却対象としていた。対象となる廃棄

物は、高カロリーのプラスチックごみと低カロリーの木くず、汚泥等を混焼する設計となっていた。この木くず、汚泥等が 3R の進展により搬入が減り、さらに焼却炉を保有する民間業者が出てきたことから、民間の補完施設としての焼却炉は公益施設として稼働する必要性はないと判断し休止とした。

平成 22 年 1 月に作成した、平成 21 年度から 30 年度までの資金収支予想は、[図表 7-5] のとおりである。処分場建設の際に調達した日本政策投資銀行からの借入金の返済期限延長が認められない中で埋立期間が 5 年間延びるため、当分の間資金不足に陥ることとなり、その間は県から資金支援を仰ぐことになった。資金収支予想は事業団が県に説明した資料によっている。

[図表 7-5] 資金収支予想

(単位：百万円)

項目	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
収入	1,149	1,173	1,173	1,196	1,106
原価支出	711	610	605	656	652
金融支出	1,346	1,835	2,418	2,890	2,920
収支差額	△908	△1,272	△1,850	△2,350	△2,466
県からの借入	596	1,272	1,900	2,350	2,450
前期末資金	312	0	0	50	50
期末資金残高	0	0	50	50	34

項目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
収入	1,327	1,326	1,326	1,326	589
原価支出	560	555	550	547	495
金融支出	2,452	1,701	900	150	0
収支差額	△1,685	△930	△124	629	94
県からの借入	1,700	900	150	0	0
前期末資金	34	49	19	45	674
期末資金残高	49	19	45	674	768

平成 21 年度の決算では、期末資金残高は 153 百万円であり、当該年度末に民間金融機関から 540 百万円の借入れを行い、同額の県からの借入金を返済している。また、平成 22 年度当初には、県から 1,280 百万円の運転資金の借入れを行い、民間金融機関からの借入金 540 百万円を返済している。前述の事業団説明資料では、県の支援策としての貸付けは平成 25 年度の総額 2,450 百万円をピークにして平成 29 年度には返済できるとしている。

事業団は、平成 21 年度に値下げを実施し、その影響額は 11%程度の売上減と見込まれる。ただし、値下げによる搬入量の増加は考慮していない。一方、平成 26 年度より値上げ（値下げ前への復活）による収入増（平成 26 年度～平成 30 年度）を想定し

ている。平成 26～30 年度の搬入量見込合計を 224,850 t として、690 百万円の増収を見込んでいる。加えて、平成 26 年度より破碎施設の休止を予定しており、平成 30 年度まで総計 345 百万円の経費支出の減少を見込んでいる。

また、処分場の埋立終了後の維持管理費を 940 百万円と見積もり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めにより、同額を埋立終了時までに独立行政法人環境再生保全機構に預託することになる。平成 21 度末の預託額は 626 百万円で、以後定期的に積み増していく。上記の資金収支によれば、埋立てを終了した平成 30 年度末の現金預金及びこの預託金は計 1,708 百万円となり、その後の維持管理に充てられる計画となっている。

[図表 7-6] 事業団の説明資料による予想貸借対照表 (単位：百万円)

科目	決算 平成 21 年度	見込 平成 21 年度	見込 平成 25 年度	見込 平成 30 年度
流動資産	265	138	172	906
現金預金	153	0	34	768
売掛金	72	120	120	120
その他	40	18	18	18
固定資産	6,290	6,531	4,207	2,010
基本財産	150	150	150	150
有形固定資産	5,010	5,208	3,002	878
積立金	640	667	764	981
その他	490	506	291	1
資産合計	6,555	6,669	4,379	2,916
流動負債	1,874	1,973	2,615	166
短期借入金	1,751	1,808	2,450	0
その他	123	165	165	166
固定負債	4,249	3,312	747	981
長期借入金	2,673	2,673	0	0
引当金	1,576	639	747	981
負債合計	6,123	5,285	3,362	1,147
純資産	432	1,384	1,017	1,769
負債・純資産合計	6,555	6,669	4,379	2,916

(2) 実施した手続

- ① 事業団の説明資料を閲覧し、事業計画の妥当性、経営に及ぼす影響等について検討した。
- ② 最終処分場の新設の必要性について検討した。
- ③ 最終処分場における事業団の直営業務の内容を検討し、直営としていることの妥当性を確認した。
- ④ 経費に占める割合が大きい外部委託費の内容を検討し、適切に管理されていることを確認した。

(3) 監査の結果

① 埋立終了後の維持管理資金

(イ) 埋立終了時の維持管理資金残高

平成 22 年 1 月に作成した予想貸借対照表により算出される、埋立終了時の資金残高は、[図表 7-7] のとおりである。

[図表 7-7] 埋立終了時の資金残高 (単位：百万円)

期末現金預金	768
機構への預託金	940
売掛金回収	120
債務支払い	△166
合計	1,662

平成 26 年度より値上げ（値下げ前への復活）による収入増（平成 26～30 年度）を 690 百万円と想定している。したがって、値上げができない場合は、資金残高は 972 百万円となる。

(ロ) 埋立量の減少傾向と収入単価

埋立量の減少傾向は今後も続くと予想される。平成 14 年 3 月公表の第一次新潟県廃棄物処理計画と平成 18 年 3 月公表の第二次新潟県廃棄物処理計画での、平成 17 年度及び 20 年度の排出予測と 5 年ごとの実態調査による実績を見た場合、予測を大きく上回る排出量の増加にもかかわらず、最終処分（埋立）量が減少している。

[図表 7-8] 廃棄物排出量及び最終処分量の予想・実績比較 (単位：千 t)

計画	項目		10 年度	17 年度	20 年度	22 年度
第一次	排出	予想	—	6,176	6,356	6,530
		実績	7,911	—	9,409	—
	最終処分	予想	—	438	446	451
		実績	413	246	170	—
第二次	排出	予想	/	/	8,495	8,528
		実績			9,409	—
	最終処分	予想			255	238
		実績			170	—

これは、3R の取組みの効果が顕著になっていることに他ならない。また、21 年度新潟県産業廃棄物実態調査報告書によると、県内の最終処分へ回る廃棄物は今後 150 千 t 程度で推移すると予測している。こうした状況の下、民間の処分業

者も存在するのであるから、価格競争は避けられない事態である。事業団の説明によれば、県内の処分業者は、県内では高いとされる事業団の価格から幾らディスカウントするかを提示し、専ら個々の受注競争を行っているという。

また、平成 23 年 4 月に全面施行される改正「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、前年度の産業廃棄物の発生量が 1 千 t 以上の事業場を設置している多量排出事業者を対象とした処理計画制度を強化し、減量計画の未作成・未提出に過料が課せられるようになり、排出量の抑制につながると期待されている。一方、不法投棄についての量刑を 3 億円以下の罰金（現行法は 1 億円以下）に引き上げたことにより、適正処分が進み処分場への搬入が増える可能性もある。しかしながら、中間処理技術の進歩、中間処理を前提としたメーカーの部品生産が広がりを見せる中で、今後、最終処分量が増加する見通しは立たないのが現状である。これらのことから、事業団が想定している平成 26 年度よりの収入単価の復活はかなり困難であることが予想され、現行の収入単価の維持さえ難しい事態となることも予想される。

[図表 7-9] 平成 21 年度実態調査による搬出量及び最終処分予測 (単位：千 t)

項目	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
排出量予測	9,325	9,312	9,294	9,218
最終処分予測	159	156	154	151

(ハ) 埋立終了時期の延長による影響

埋立量の上限は決まっているので、収入の上限は決まっている。一方で、搬入量の減少により埋立終了時期が延びた場合でも固定費の発生は避けられないので、延びた期間分の固定費は資金収支にマイナスの影響を与える。営業期間が長くなればなるほど、固定費負担は増加し資金収支を圧迫する結果になる。

それでは事業団の固定費負担はどの程度になるであろうか。固定費の算出にはいくつかの方法が存在するが、ここではボリューム感がつかめればよいので、次のように簡便的に試算してみる。

(簡便法による固定費の算出)

[図表 7-10] のとおり、事業団の資金収支予想をもとに平成 29 年と平成 30 年の収入と原価支出の差額により変動費比率を算出し固定費を把握する。

[図表 7-10] 簡便法による固定費の算出 (単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	減少
収入	1,326,705	589,462	A 737,243
原価支出	547,450	495,725	B 51,725
変動比率	7.02%	B/A	
固定費	454,315	547,450 - 1,326,705 × 7.02%	

簡便計算の結果では、埋立ての終了が1年延びれば、固定費454百万円の支出が増えることになる。埋立量の減少により埋立終了時期を平成25年度より平成30年度に延長したことは、当初計画と比べ資金面において5年分の固定費が事業団より流出することを意味する。このことは、3Rの取組みが効果を挙げていることと、次の処分場建設の具体案が決まらない状況を考慮すると止むを得ないものと考えられる。

(二) 埋立終了後の経費見積り

埋立終了後の維持管理費の見積りは、平成21年10月付けの特定産業廃棄物最終処分場状況報告書に記載されているが、平成18年当時の事業団の見積り（平成18年度包括外部監査の結果報告書169頁以降に記載されている。）とは差異が生じている。平成18年の見積りでは、最終覆土費用と施設解体費用の要素が考慮されていなかった。浸出水の維持管理期間は、エコパークいずもぎきの主要廃棄物である焼却灰と不燃物の混合である場合の安定化達成年数の一番長い要素である全窒素の10mg/ℓまでの安定化年数5年～41年を用い、エコパークいずもぎきの処理目標である30mg/ℓまでは半分の年数がかかるとして41年÷2=20.5年とした。維持管理期間の見積りは過去の実績が少ないため算定は難しく、常に見直しをしていく必要がある。また、廃止時の解体費用の見積りは対象が浸出水処理施設のみであり、主要施設である焼却・破砕施設と管理事務所の解体費用が見積もられていない。

[図表 7-11] 埋立終了後の経費見積り

項目	平成18年の見積り	平成21年の見積り
最終覆土費用 A	該当なし	70百万円
浸出水処理費用 B	期間25年 1～5年目 500百万円 6年目以降 1,380百万円 総額940百万円 ($(500+1,380) \times 1/2$)	期間20.5年 1～5年目 507百万円 6年目以降 1,054百万円 総額781百万円 ($(507+1,054) \times 1/2$)
廃止時の施設解体費用 C	該当なし	89百万円
維持管理積立金必要額 A+B+C	940百万円	940百万円

平成18年度包括外部監査の結果報告書169頁以降に記載されている平成18年当時の焼却施設の解体費用の見積りは407百万円であり、これに浸出水処理施設の解体費用が含まれていたとしても、318百万円（407－89百万円）の解体費が必要となる。結果、埋立終了から廃止まで計1,258百万円（940+318百万円）の費用の発生が見込まれる。

(想定事項のまとめ)

• 事業団の埋立終了予想	平成 30 年度
• 平成 30 年度の埋立終了時の資金残高見込み	1,662 百万円
• 平成 26 年度からの値上げによる想定収入増	690 百万円
• 処分場の埋立終了後の維持管理費の見積り	1,258 百万円
• 処分場の運営経費のうち、簡便計算による固定費	454 百万円

【意見 7-1】埋立終了後の維持管理資金不足の可能性

埋立終了時の維持管理資金残高は 1,662 百万円（機構への預託金を含む）と見込まれるが、これには平成 26 年度からの値上げ（値下げ前への復活）による収入増加 690 百万円が含まれている。しかし、民間処分業者との競合を考慮すると実現性には疑問があり、資金残高は値上げによる収入増加を除いた 972 百万円となることも懸念される。その場合、埋立終了後の費用は 1,258 百万円と見込まれるので、300 百万円程度の資金不足となる。

さらに、現行の収入単価の維持が難しくなる事態や、埋立終了期間が延長された場合の固定費負担が増加する事態により資金不足が拡大する懸念があるので、今後の運営について県との連絡を密にし、十分な検討を加える必要がある。

② 県内の最終処分場の状況

エコパークいずもぎきの処分場は、現在の状況が続いたとしても近い将来満杯になることが確実である。県内には他に民間処分場が 2 カ所あるが、これらも近い将来には満杯になると見込まれる。

【意見 7-2】最終処分場の建設促進

エコパークいずもぎきの処分場は、現在の状況が続いたとしても近い将来満杯になることが確実である。最終処分場の建設は地元対策の面から公共関与で行わざるを得ないことや、県内における民間処分場の建設計画がないことから、事業団において処分場を整備する必要がある。最終処分場の建設には、地元対策を含めて 10 年程度の期間を要すると見込まれるので、新設に向けての準備を加速させる必要がある。

③ 事業団の直営業務

事業団の最終処分場の運営は、搬入受付ゲート運営・破砕施設運転管理・最終処分場運転管理・浸出水処理施設運転管理に大きく 4 つに分けられ、そのうちの搬入受付ゲート運営のみが事業団の直営業務となっている。

平成 6 年に県が出雲崎町及び稲川地区総代と交わした環境保全協定には、受入可能とする廃棄物を列挙し、有害廃棄物の搬入を認めていない。事業団によれば、搬入さ

れる廃棄物の確認は環境保全協定の遵守の立場から、また地域住民の安心と理解を得るために、事業団自らが行う責務があるとしている。現地視察を行ったところ、搬入受付ゲートでは、廃棄物の現物の確認、発生工程の確認が行われていた。搬入受付ゲート運営が事業団の直営業務とされていることに十分な理由があることを確認した。

④ 外部委託費

開業当初より処分場の運転管理業務は外部委託し、受託業者で設立した、株式会社エコエースが一括受注し、参加業者に作業を配分していた。事業団は平成 22 年 4 月より同社に対する一括発注を取り止め、3つの運転管理業務ごとの発注に切り替えた。

[図表 7-12] 処分場運転管理委託費の推移 (単位：百万円)

年 度	区 分	契約金額 (消費税別)	
平成 19 年度	(株) エコエース一括受注	362	
平成 20 年度		373	
平成 21 年度		243	
平成 22 年度	最終処分場運転管理業務	72	209
	破砕施設運転管理業務	57	
	浸出水処理施設運転管理業務	80	

(注) 平成 21 年度に委託費が減少しているのは、主として焼却施設を休止したことによるものである。

この切替えにより前年比で 34 百万円の経費節減となる予定である。事業団では、現在の借入の返済資金の確保のため経費節減に務めている。役員報酬を低額に抑えているのを始め、他の経費の削減に努めている姿勢は理解できた。

3. 環境保全啓発事業

(1) 概 要

平成 21 年度は 8 つの環境保全啓発事業を実施している。その概要は以下のとおりである。

① 「リサイクルいちば」管理事業

- 事業区分 継続事業
- 事業種別 県委託事業
- 委託料収入 5,838 千円

(116 頁「3R 取組企業育成事業」で委託費として支出されている。)

○ 事業目的

「リサイクルいちば」(116 頁「3R 取組企業育成事業」参照。)の管理業務を行うことにより、産業廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルの促進等を図る。

○ 事業内容

(イ) 「リサイクルいちば」の管理

- 事業者の会員登録の審査
登録申請の内容、添付書類等
- 登録希望情報の審査
登録申請の内容、現地調査、添付書類、関係機関からの情報収集等
- 情報の登録、提供、取消
「リサイクルいちば」、産業廃棄物のリサイクルに係る情報提供依頼等に対する対応
- システムのメンテナンス
「リサイクルいちば」のページへの掲載情報の追加、修正、削除等

(ロ) リサイクルアドバイザーの設置：1名

(ハ) 「リサイクルいちば」を運営するうえで必要な機器の設置及びサーバーとの通信が可能な環境の整備

② 地球温暖化防止活動推進員研修事業

- 事業区分 継続事業
- 事業種別 環境省委託事業
- 委託料収入 5,000 千円
- 事業目的

県の温室効果ガス排出量削減に当たっては、民生部門での対策強化が急務であることから、地球温暖化防止活動推進員（83 頁「地球温暖化対策推進事業」参照。）に対し研修を実施することにより、同推進員がそれぞれの地域で行う温暖化防止活動の一層の推進を図る。

○ 事業内容

(イ) 新任者研修

平成 21 年度に初めて委嘱された推進員を対象に、基本的な情報等の提供を行い、活動意欲の醸成を図った。

(ロ) 全体研修

全推進員を対象に、温暖化に関する最新情報の伝達等と平成 21 年度事業計画の周知を図った。

(ハ) 地域実践研修

県内各地で開催された環境フェア等に地元推進員が相互に協力しながら、企画・準備・出展・啓発等の一連の活動を行うことにより、実践的な啓発技術の向上を図った。

(二) 推進員交流研修

県内で活発に活動している団体等の活動事例を学びながら連携強化を図った。

(ホ) 反省検討会

平成 21 年度における研修成果を検証し、より充実した研修の在り方等を検討した。

③ 「一村一品・知恵の環づくり」事業

- 事業区分 継続事業
- 事業種別 環境省委託事業
- 委託料収入 5,500 千円
- 事業目的

県内の地方自治体、地元企業、団体、推進員、メディア等と連携して、地域における地球温暖化防止につながる活動を公募し、応募のあった活動の中から事業選定委員会を通じて県代表を選定する。県代表は全国大会に出場し、全国に向けての情報発信と情報収集を行う。

併せて、県内の地域レベルでの温暖化防止の知恵の環を広げ、温暖化防止対策をより一層推進する。

○ 事業内容

(イ) 事業名称 「越佐発 温暖化防止はじめる一歩」

「一村一品・知恵の環づくり」という名称では事業内容を明瞭に表示しない嫌いがあるので、県独自の名称を付している。

(ロ) 推進委員会の設置（委員 11 名、委員会 3 回）

(ハ) 公 募

「エコな暮らし」、「エコな活動」、「エコなビジネス」の 3 カテゴリーで募集。応募数は「エコな暮らし」1 件、「エコな活動」9 件、「エコなビジネス」2 件の計 12 件。

(ニ) 活動報告会開催

平成 21 年 10 月 3 日 新潟ユニゾンプラザ

(ホ) 全国大会参加

平成 22 年 2 月 13 日、14 日 東京都

(ハ) 報告書作成

(ト) 広報展開

- ・ 新 聞 新潟日報（平成 21 年 9 月 2 日、平成 22 年 1 月 31 日）
- ・ テ レ ビ テレビ新潟（告知スポット、30 分番組制作）
- ・ ラ ジ オ エフエムポート（告知スポット）

- フィールド イベント参加（平成 21 年 8 月 29 日・30 日、9 月 6 日、9 月 13 日）

④ 住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業の窓口等業務

- 事業区分 継続事業
- 事業種別 太陽光発電普及センター（以下、「J-PEC」という。）委託業務
J-PEC は一般社団法人太陽光発電協会内に設置されている。

- 委託料収入 5,004 千円

○ 事業目的

一般住宅への太陽光発電普及のため、県内の補助金申請の窓口手続を行った。なお、平成 22 年度は J-PEC が全国の補助金申請を一括して取り扱っているため、事業団への業務委託はない。

○ 事業内容

国による住宅用太陽光発電導入支援対策補助金の窓口として、以下の業務を行う。なお、平成 21 年度の補助金交付申請処理件数は 985 件であった。

- (イ) 補助金交付申請の受付並びに審査業務
- (ロ) 実績報告の受付並びに審査業務
- (ハ) 計画変更申請及び中止申請の受付並びに審査業務
- (ニ) 補助金交付申請及び実績報告書内容の現地調査業務
- (ホ) 設置状況の確認業務
- (ヘ) 関連補助等の情報提供サービス業務
- (ト) 住民からの問い合わせ対応業務
- (チ) 手続代行者からの問い合わせ対応業務
- (リ) J-PEC との情報共有業務
- (ヌ) その他本補助金の推進に J-PEC が必要として判断した業務

⑤ 新潟県カーボン・オフセット事業

- 事業区分 新規事業
- 事業種別 県委託事業
- 委託料収入 1,810 千円

（80 頁「低炭素社会づくり推進事業」で委託費として支出されている。）

○ 事業目的

新潟県カーボン・オフセット事業（80 頁「低炭素社会づくり推進事業」参照。）が円滑に運営されるために、検証業務に参加する支援業務を行う。

○ 事業内容

(イ) 検証機関の審査人としての要件を得るために必要な研修の受講

- 温室効果ガス排出量検証人研修（財団法人日本品質保証機構）
- ISO14000 審査員研修（株式会社テクノファ）
- 温室効果ガス排出量算定者／検証人養成研修（同上）

(ロ) 温室効果ガス排出量算定の現地検証訓練参加

温室効果ガス削減の制度に申請した 2 社及び 1 団体の研修に参加（新潟県農林公社「トキの森整備事業」を含む。）

(ハ) プロジェクト事業者と検証機関との連絡調整

新潟県農林公社との連絡等の実施

⑥ 地域センター普及啓発・広報事業

○ 事業区分 継続事業

○ 事業種別 環境省補助事業

○ 補助金収入 3,547 千円

○ 事業目的

平成 20 年度は地元ラジオ局 3 局の協力を得て、自転車での県内横断や各地域でのイベントで「やさしいエコドライブ」を呼びかけた。

平成 21 年度はさらに多くの方々から参加していただくため、生活の中の重要なアイテムの幅を広げ、多種多様の温室効果ガス削減のカテゴリーを設け、県内全域・全員参加を目標に「みんなで実践！エコライフキャンペーン～CO2 ダイエット大作戦～」と銘打ち啓発を展開した。

○ 事業内容

4 つのコンテンツ「食（料理）地産地消・フードマイレージ」、「娯楽（ライフスタイル）ブラックイルミネーション」、「交通（車）エコドライブ」、「暮らし（電気）緑のカーテン」について、ホームページやメディアを活用し広く周知を行うとともに、行政、市民団体、学校で実施されるイベントに参画したり、独自でイベントを開催し事業展開を行うことにより、参加者から温暖化防止を認識してもらうことで、継続的な行動に結びつく展開とした。

(イ) 食・暮らし

県内広域にわたりラジオイベント等を活用し「グリーンカーテンプロジェクト」と題し、ゴーヤの種を配布し育ててもらった。グリーンカーテンがあることにより夏の直射日光による室内の温度上昇を防ぎ、涼しさを体感し、エアコンなどの電力量を抑えることができることを体験。

(ロ) 娯楽 ブラックイルミネーション開催

- 家庭、飲食店等から排出される廃油を利用しキャンドル制作

- ペットボトルを利用してツリー制作
 - 雪を利用してキャンドルメッセージ制作
- (ハ) 交通 やさしいエコドライブキャンペーン開催
 県、JAF から協力してもらい、ツール・ステッカー等を使い体験、説明などを実施。

⑦ 地球温暖化防止活動推進員等活動支援事業

- 事業区分 継続事業
- 事業種別 県委託事業
- 委託料収入 1,237 千円

(83 頁「地球温暖化対策推進事業」で委託費として支出されている。)

○ 事業目的

地域における地球温暖化の現状及びその対策に関する知識の普及を図り、県民の地球温暖化対策への取組みを促進するため、新潟県地球温暖化防止活動推進員、各種関連団体等の活動支援を行う。

○ 事業内容

(イ) 地球温暖化防止活動事例集作成等業務

- 地球温暖化防止活動事例集作成検討委員会（委員 7 名、委員会 3 回開催）
- 応募団体 7 団体、採用団体 5 団体
- 事例集の編集、印刷、製本及び関係機関等への配布

(ロ) 実践研修事業業務

- 環境ツールを活用した地球温暖化防止のための体験、説明
- エコライフキャンペーン
- 環境講演会
- 地球温暖化防止の呼びかけ（環境紙芝居紹介）

⑧ 環境啓発事業

- 事業区分 継続事業
- 事業種別 事業団単独事業
- 廃棄物処理事業特別会計からの繰入金収入 8,740 千円

○ 事業目的

環境保全のための啓発等に関する事業を行い、新潟県の快適で住みよい生活環境の確保に寄与する。

○ 事業内容

県内各地で啓発事業を実施している。具体的な事業内容は、廃油キャンドル制作、環境カルタ、環境紙芝居、自転車発電などである。

- (イ) 日本海東北自動車道開通プレイベント 黒埼 PA 胎内村上フェア
- (ロ) イオン新潟南 環境イベント
- (ハ) 鳥屋野潟スポーツ公園フェスタ
- (ニ) 24 時間テレビ イオン環境イベント
- (ホ) TeNY Let's 住まいるライフ 2009
- (ヘ) 新潟市環境フェア
- (ト) エコグリーンパナソニックの秋まつり
- (チ) 東北電力スタジアム新春フェスタ
- (リ) Eco festa'09 新発田
- (ス) 環境学習、こども環境会議

⑨ 収支の状況

事業別の収支の状況は、[図表 7-13] のとおりである。

[図表 7-13] 事業別の収支の状況

(単位：千円)

事業名	収入	支出	差額
リサイクルいちば	5,838	5,004	834
推進員研修	5,000	5,064	△64
一村一品・知恵の環	5,500	6,127	△627
太陽光発電窓口	5,004	5,083	△79
カーボン・オフセット	1,810	1,831	△21
地域センター普及啓発	3,547	3,130	417
推進員活動支援	1,237	894	343
環境啓発	8,740	11,348	△2,608
雑収益	1,824	—	1,824
合計	38,500	38,481	19

環境啓発事業は、廃棄物処理事業特別会計からの繰入金により運営されている。エコパークいずもぎきの稼働率低下を受けて、平成 19 年 3 月 22 日開催の理事会で当該繰入金は廃棄物処理事業収益の 1%以内とするとの決議がなされている。このため、繰入金額は前年度比で 15,260 千円減少している。

事業別の支出の内容は、[図表 7-14] のとおりである。

[図表 7-14] 事業別の支出の内容

(単位：千円)

事業名	給料	委託費	広告宣伝費	その他	合計
リサイクルいちば	4,256	—	—	748	5,004
推進員研修	1,043	110	1,355	2,556	5,064
一村一品・知恵の環	1,229	1,026	3,150	722	6,127
太陽光発電窓口	3,683	11	—	1,389	5,083
カーボン・オフセット	1,273	—	—	558	1,831
地域センター普及啓発	—	1,229	1,533	368	3,130
推進員活動支援	—	520	—	374	894
環境啓発	119	7,962	—	3,267	11,348
合計	11,603	10,858	6,038	9,982	38,481

(2) 実施した手続

委託契約書及び実績報告書等を閲覧して事業内容を確認するとともに、総勘定元帳を
通査した。

(3) 監査の結果

委託料及び補助金の未収が 11,588 千円に達し資金不足に陥っている。不足分は廃棄物
処理事業特別会計からの一時借入により埋め合わせている。

【意見 7-3】円滑な資金繰りに向けた対応

環境保全啓発事業は、他会計からの資金融通を受けることなく運営されることが望ま
しい。現在のところ年度末近くに資金不足に陥る傾向があるので、運転資金の積み増し
のほか、委託料の前払制度を有効に利用するなどして、円滑な資金繰りが行えるよう努
める必要がある。

4. 会計に関する事項

(1) 実施した手続

財務諸表を閲覧し、必要に応じて総勘定元帳、勘定内訳書、証拠書類等と突合して内
容を検討した。また、法人税、消費税等の税務申告書を閲覧した。

(2) 監査の結果

① 財務諸表の表示方法

環境保全啓発事業特別会計の正味財産増減計算書には、「受取新潟県補助金」1,237
千円が記載されており、財務諸表上は県から補助金を受けたことになっている。しか
し、これは「地球温暖化防止活動推進員等活動支援事業」に係る委託料であるので、「啓
発事業収益」として表示するのが正しい。

また、消費税算出に当たり委託料を課税売上として取り扱うべきところ、特定収入

として処理しているため、納付すべき消費税が 59,000 円過少になっている。

[図表 7-15] 環境保全啓発事業特別会計正味財産増減計算書〈抜粋〉

経常収益	円
事業収益	[23,152,380]
啓発事業収益	23,152,380
受取補助金等	[4,784,000]
受取国庫補助金	3,547,000
受取新潟県補助金	1,237,000
雑収益	[1,824,349]
受取利息	1,239
その他の雑収益	1,823,110
他会計からの繰入額	[8,740,000]
廃棄物処理事業特別会計からの繰入額	8,740,000
経常収益計	38,500,729

【指摘 7-1】財務諸表表示及び消費税額の誤り

環境保全啓発事業特別会計の正味財産増減計算書の表示に誤りがあり、事業収益が 1,237 千円過少、受取補助金等が同額過大になっている。これに関連して納付すべき消費税が 59,000 円過少になっている。財務諸表の表示は実態に応じたものでなければならぬ。

② 残高証明書の入手及び確認

事業団の預金先は 6 先（すべて金融機関）、借入先は 5 先（金融機関 3 先のほか、日本政策投資銀行と新潟県）で、重複を除くと 8 先である。このうち 2 先については残高証明書を入手していない。また、県からの借入金については監査時点では別途保管されており、他の残高証明書を編綴したファイルには保存されていなかった。

【意見 7-4】残高証明書の入手及び確認

決算に当たり預金及び借入金の残高証明書を入手して確認することは、内部統制上非常に有効な統制行為である。残高証明書はもれなく入手して、勘定残高と一致することを確認する必要がある。

